

平成 2 8 年度定期監査結果報告

1 監査の対象

本年度の定期監査は、各部等及び各行政委員会のうち、次に掲げる各課、所など（以下「各課等」という。）を対象として実施した。

総 務 部	総務課、財政課、契約検査課、税務課
企 画 部	総合政策課、地域情報課、市民活力推進課（各地域センターを含む）
市民福祉部	福祉課、子育て支援課、長寿いきがい課、市民保険課、健康づくり課
環境産業部	環境衛生課、商工港湾課、観光振興課、林業木材振興課、 農業振興課（農業技術センターを含む）
都市整備部	都市整備課、道路河川課、公営企業管理課、上下水道整備課
二ツ井地域局	総務企画課、市民福祉課、環境産業課、建設課
会 計 課	
議会事務局	
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
教育委員会事務局（教育部）	教育総務課、能代教育事務所（サン・ウッド能代を含む）、学校教育課、 学校給食センター、生涯学習・スポーツ振興課（地区公民館を含む）、子ども館、

2 監査の期間

前期定期監査 (施設実地監査)	平成28年 4月 8日から平成28年 5月31日まで 平成28年 5月16日
中期定期監査 (施設実地監査)	平成28年 6月29日から平成28年 7月29日まで 平成28年 7月29日
後期定期監査 (工事現場等調査)	平成28年 9月28日から平成29年 2月 1日まで 平成28年11月 1日

3 監査の範囲

本年度の定期監査は、監査の対象とした各課等の、平成28年9月末日までに執行された事務事業について、次の事項を主眼として実施した。

また、平成28年度監査基本計画に沿って、特に内部統制については、市税や使用料等の賦課及び徴収に関する事務事業の誤り等を防止するための取り組み状況や公金管理のチェック状況等を実地にて調査を行ったほか、前年度に引き続き人事異動に伴う引継ぎ状況の確認を行った。

監査の実効性を確保するため、指摘事項に対する改善状況について、適宜、報告を求め、場合によっては、ヒアリングを実施した。

- (1) 予算の執行状況について
 - ① 予算流用及び予備費充用について
 - ② 支出手続きについて
 - ③ 契約事務について
- (2) 収入事務について
- (3) 現金の取扱いについて
- (4) 施設の管理状況等について
- (5) 内部統制について
 - ① 公金管理の状況について
 - ② 人事異動に伴う引継ぎ状況について
 - ③ 事務事業のチェック体制、管理体制について
- (6) 服務報告関連について
- (7) その他

4 監査の方法

監査の対象とした各課等の財務に関する事務の執行について、提出された定期監査資料に基づき、関係諸帳簿等を調査照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

- (1) 予算の執行状況について
 - ① 予算流用及び予備費充用について

財務会計システムからデータを取り出し、内容の確認が必要と思われるものを抽出し、担当職員から説明を聴取した。

②支出手続について

各課等ごとに事業単位で数件抽出し、支出負担行為書、支出命令書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

③契約事務について

各課等ごとに数件ずつ抽出し、入札関係書類、契約書等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(2) 収入事務について

各課等ごとに、調定票、領収済通知書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(3) 現金の取扱いについて

各課等ごとに、申請書類、関係台帳、領収済通知書、現金取扱簿等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(4) 施設の管理状況等について

対象施設ごとに、維持管理、利用状況、使用許可等の取り扱い等について、担当職員から説明を聴取し、実地にて確認を行った。

(5) 内部統制について

①公金管理の状況について

現金の取扱いを行っている各課及び施設等の中から数件抽出し、現金取扱マニュアルに沿って取り扱いが行われているかについて、担当職員から説明を聴取した。

また、実効性を確保するため、あらかじめ通知せずに実地にて調査を行った。

②人事異動に伴う引継ぎ状況について

各課等ごとに、事務引継書等の書類及び保管状況等の確認をしたほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

③事務事業のチェック体制、管理体制について

市税及び使用料等の賦課及び徴収に関する事務事業のチェック体制、管理体制の状況について、関係各課ごとに、担当職員から説明を聴取した。

(6) 服務報告関連について

各課等ごとに、時間外勤務等命令簿、時間外勤務協議書、週休日の振替及び休日代休日指定簿等の関係簿冊を調査したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

今年度は、前期定期監査において「施設の維持管理」等を実地に於て監査を実施したほか、現金取扱マニュアルに基づいて「現金等の取り扱い」が行われているかについて、実地に於て監査を実施した。指定管理施設については、所管課における実地調査が統一したマニュアルに沿って行われているかに着目して監査を実施した。

また、中期定期監査において例年実施している「学校施設の維持管理」等の実地監査に加え、前期同様、指定管理施設について実地に於て監査を実施した。

後期定期監査は、例年実施している書類等の監査に加え、市税や使用料等の賦課及び徴収に関する事務事業の管理状況、チェック体制の確認や昨年度に引き続き、事務引継書等の書類を監査したほか、服務報告関係書類等の監査を実施、さらに前期同様、現金取扱マニュアルに基づいた「現金等の取り扱い」についても監査を実施した。

監査の結果、平成28年度予算に係る財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認めるもの及び意見等の中で重要と思われるものは次のとおりである。これ以外の内容については、各課等の記載欄に記述しているが、その他軽微な誤り等は、講評の際に、改善と職員への周知を要望したので、記述は省略した。

I 内部統制（事務事業の誤り等を未然に防止するための取組み）について

① 公金管理の状況

「現金等の取り扱い」が現金取扱マニュアルに沿って適正に行われているかについて、事前通知せずに所管課等9箇所を実地に於て監査した結果、概ね適正に行われていた。一部で、取扱事務や処理方法に変更があったにもかかわらず、現金取扱マニュアルの見直しを行っていないところが見受けられた。マニュアルについては定期的に確認を行いながら、現状にあった見直しを実施されたい。

また、公金管理適正化委員会においても「能代市公金管理適正化計画」に基づき、現金取扱マニュアルのとおり事務執行がなされているか現地調査を行っていたことを確認した。今後も公金の適正管理を徹底するため継続した取組みを望むものである。

② 人事異動に伴う引継ぎ状況

事務事業や監査の実効性を確保するための改善要望等の引継ぎがなされているか全課対象に事務引継書等の書類を監査した結果、概ね適正に行われていた。一部で、事務引継書を後任者が個人的に保管していたケースが見受けられたので、係・課内の共通な事項として、保管を徹底されたい。

③ 事務事業のチェック体制、管理体制

各地で市税や使用料等の賦課漏れ、過大徴収などの事故が発生しており、その状況について関係各課の確認を行った結果、誤り等がないよう注意は払われていたが、一部において、マニュアルの整備が行われていないものも見受けられた。

今後は、マニュアルの整備が行われていないものについては、迅速に整備を行うとともに、より一層、管理職を含めたチェック体制の強化に努められたい。

II 職員のサービス報告関連について

全課対象に時間外勤務等命令簿、時間外勤務協議書、週休日の振替及び休日代休日指定簿等の関係書類を監査した結果、概ね適正に行われていたが、一部で、協議書や命令簿、指定簿の取扱等に不備が見受けられた。

内容や取り扱いが複雑であることから総括部署において、毎年度、全庁的な研修や説明会を実施するなど周知徹底に努められたい。

また、職員の時間外勤務について、所定の時間ごとに人事担当と協議がなされているが、その際は、職員の健康面に十分配慮されたい。

III 施設等における防犯対策について

防犯体制の一層の強化が求められてきており、当市においても小・中学校などで防犯カメラ等の設置が進められてきている。今後、市の様々な施設等で防犯カメラ等による対策が進められていくと思われるが、この管理や運用のあり方を定めるとともに被撮影者の権利の保護にも配慮する必要がある。これらの適正化を図るため、防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱等が必要と思われるので、検討されたい。

IV 債権管理の統一的対応について

債権管理については、平成27年度に条例が制定され、これに基づいて対応が進められているが、細部にわたる取り扱いや管理面において各課ごとに異なっている部分もある。統一的な対応を図るための体制や債権放棄の基準、管理のあり方等について、他市の事例も参考に研究・検討されたい。

V 市町合併の際の調整事項について

合併前の能代市と二ツ井町で異なっていたサービスや制度等について、合併後に調整を行うこととした事項については、その取り組みが進められてきたところであるが、一部、課題として残されているものがある。これらについては、実現に至らない理由に加え、合併から10年が経過し、社会や状況の変化も考えられることから、今後も課題とすべきかどうか、改めて検討し、整理すべき時期にあると思われる。

引き続き課題として残すものについては、次期総合計画等に改めて位置づけし、その推進に努められたい。

VI 予算の流用、予備費の充用の状況について

予算流用及び予備費充用について、事由の妥当性等の検証を行った結果、いずれも突発的、かつ、緊急を要するものと認められた。

各課等の監査した主な内容、監査結果等は、次のとおりである。